

バーゼル委が描く「気候関連金融リスクの開示」の方向性

市中協議を経て 24 年下半期の開示基準最終化を目指す

金融庁総合政策局総務課国際室 課長補佐 寺村 知芳
日本銀行金融機構局国際課 シニア・アカウンタント 関 祐一郎

バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は 2023 年 11 月 29 日、市中協議文書「気候関連金融リスクの開示」を公表した(コメント提出期限は 24 年 3 月 14 日)。国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が 23 年 6 月に公表したサステナビリティ開示の国際基準との相互運用性を重視し、銀行監督の観点から必要と考えられる開示要素を補完するかたちで枠組みを検討したものである。本稿では、その主な特徴と提案された七つの開示様式の内容について解説する。

気候関連金融リスクへのバーゼル委の取り組み

気候変動が金融機関の健全性や金融システムの安定に与える影響への関心が国際的に高まるなか、バーゼル委は 2020 年 2 月、潜在的な気候関連金融リスクへの対応策を検討するための「気候関連金融リスクタスクフォース」(TFCR)を設置した。第1の柱「規制」、第2の柱「監督」、第3の柱「開示」の三つの観点から包括的な取り組みを進めている。

バーゼル委は気候関連金融リスクに関する基礎的な調査に取り組み、21 年 4 月に「気候関連金融リスクの波及経路」¹と「気候関連金融リスクの計測手法」²の二つの分析報告書を公表した。その後、22 年 6 月に分析報告書の内容をもとに、国際的に活動する銀行と監督当局の共通のベースラインとなる「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」³を公表している。また、22 年 12 月には、信用リスク、流動性リスク等に関する観点から、現行規制の範囲でどのように気候関連金融リスクを捕捉すべきかについて明確化した「気候関連金融リスクに関するよくある質問(FAQ)」⁴を公表した。

気候関連金融リスクの「開示」の枠組みについては、TFCR 傘下の開示ワークストリームを中心に2年余りにわたり議論が進められてきた。各法域の気候関連開示に

¹<https://www.bis.org/bcbs/publ/d517.pdf>

²<https://www.bis.org/bcbs/publ/d518.pdf>

³<https://www.bis.org/bcbs/publ/d532.pdf>

⁴<https://www.bis.org/bcbs/publ/d543.pdf>

関する考え方を踏まえた上での調整や、開示が銀行による顧客の移行支援等に意図せざる影響をもたらさないかの検討に時間を要した。

また、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が23年6月に公表した「サステナビリティ関連財務情報開示基準」(ISSB 基準)との相互運用性を重視し、銀行監督の観点から必要と考えられる開示要素を補完するかたちで枠組みを検討した。そして、バーゼル委は23年11月、市中協議文書「気候関連金融リスクの開示」の公表に至った。

気候リスクの開示に向けた市中協議の三つの特徴

今回の市中協議文書の一つ目の特徴として、これまでバーゼル委が求めてきた第1の柱(規制)や第2の柱(監督)に明確にひも付けられた開示基準ではないという点が挙げられる。バーゼル委は、銀行の気候関連データの質や精度に課題があり、リスクの計測手法も発展途上にあると認識している。そのため、まずは一定の開示の枠組みを設定して銀行のデータ収集に係る取り組みを後押しすることで、課題解決のきっかけをつくり、フォワードルッキングなリスク管理の促進につなげることを期待している。

二つ目の特徴は、気候関連金融リスクの多様性や、各国の気候関連開示実務の進捗度合いのバラつきを踏まえ、開示基準の適用には各国監督当局の裁量の余地を設け、一定の柔軟性を持たせている点である(後述)。

三つ目の特徴は、幅広い関係者に対して多岐にわたって意見を求めている点である。今回の市中協議文書は、バーゼル委の開示基準策定に向けた初期的な検討結果や予備的な提案を取りまとめたものと位置付けており、54 に及ぶ質問事項(図表1)を設定している。

市中協議文書とISSB 基準との関係

今回の市中協議文書は、ISSB 基準との相互運用性を考慮しつつも、バーゼル委の所掌に従って必要な開示事項を追加している。

ISSB 基準では「リスク」と「機会」の双方に注目している。それに対して、バーゼル委の所掌は銀行のリスク管理であり、開示基準の検討に当たっても気候変動がもたらす「リスク」に注目した定性・定量開示を求めている。

また、今回の市中協議文書では、ファイナンスド・エミッション⁵について、銀行が目標値や計画を設定している場合に限り、「将来予想」(Forecasts)の開示を求めている。これは次のような考えによるものである。

⁵「ファイナンスド・エミッション」に加えて「戦略・リスク管理に関する定性開示」「排出係数」「ファシリテッド・エミッション」などについて、将来予想の開示を求めている。

〔図表1〕

市中協議文書における主な質問事項

質問事項	主な内容
Q1～10 開示基準全般	・パーゼル委が開示基準を設定する便益 ・開示基準は有益か。他の開示基準と相互運用可能か。意図せざる結果をもたらすか ・トレーディング勘定を開示の適用範囲に含める必要性 ・開示を「必須」「各国監督当局の裁量」とすべき開示要素 ・開示に関する法的リスクおよび対応策 ・第三者による保証の必要性
Q11～23 定性・定量開示全般	・各開示の便益、追加すべき開示の有無 ・各開示を必須とすべきか ・開示の作成者・利用者にとっての実務的課題と対応策 ・定量開示の計測手法
Q24～29 移行リスク セクター別エクスポージャーおよびファイナンス・エミッション（FE）	・移行リスクのエクスポージャーの開示は有益か ・開示に必要なデータの入手可能性やデータの質 ・世界産業分類基準（G I C S）コードでセクター分類することの妥当性 ・FEの計測に利用した特定の方法（P C A F等）を開示することは有益か
Q30～33 物理的リスク 物理的リスクの影響を受けるエクスポージャー	・物理的リスクのエクスポージャーの開示は有益か ・各国監督当局が決定する「地域」や「場所」でエクスポージャーを地理別に分類することの妥当性。その他代替的な地理別分類のアプローチ
Q34～36 銀行特有の定量開示	・エクスポージャーに係る資産の質（引当金、不良債権の金額）や満期区分を開示する意義 ・開示の作成者・利用者にとっての実務的課題と対応策
Q37～41 将来予想	・将来予想を設定して開示する意義 ・将来予想は、エクスポージャーを評価するのに有益か ・開示の作成者・利用者にとっての実務的課題と対応策 ・将来予想を入手できない場合、どのような代替情報が有用か
Q42～46 集中リスク	・集中リスクに関する定量開示の必要性 ・開示の作成者・利用者にとっての実務的課題と対応策 ・物理的リスクを、6～7のハザード（洪水や山火事等）ごとに開示するのは有用か
Q47～48 開示様式	・開示様式の構成やデザイン
Q49～51 定量開示様式／各国監督当局の裁量	・開示要否の判断を各国監督当局の裁量に委ねることは有益か ・ファシリテイテッド・エミッションの開示の実現可能性および意義
Q52～53 適用基準日	・適用基準日（2026年1月1日）の実現可能性 ・経過措置の必要性
Q54 流動性リスク	・流動性リスクに関連する開示（預金・資金調達・負債関連）の必要性

(注) 54の質問事項のうち主な内容をピックアップ。

(出所) 筆者作成（図表2も同じ）。

銀行のトランジション・ファイナンスの取り組みは、短期的にはファイナンス・エミッションを増加させる傾向がある一方、将来的なリスクの軽減につながり得るものである。それにもかかわらず、足元のファイナンス・エミッションの情報のみを独立したかたちで開示することは、銀行のダイベストメントにつながる恐れもあり、適切ではない。

すなわち、将来予想の開示は、銀行の移行支援の取り組みが正しく理解されるための手段の一つである。なお、ISSB 基準では、類似の概念として「目標」(Target)という用語が用いられているが、バーゼル委は、ネットゼロを直接的な所掌としていないため、「将来予想」(Forecasts)を用いている。

そのほか、市中協議文書では、ISSB 基準には含まれていないが、主に銀行特有のリスクの観点から必要と考えられるものとして、次の三つの開示要素を提案している。

- ①集中リスクに関する定性情報(潜在的な影響、評価・モニタリングプロセス等)
- ②担保不動産のエネルギー効率性水準で区分したエクスポージャー、セクター別の排出係数、セクター別の資本市場・アドバイザー活動に関するファシリテッド・エミッション⁶
- ③エクスポージャーに係る資産の質(引当金、不良債権の金額)や満期区分といったISSB 基準を超える高粒度な定量情報

定性・定量情報に係る七つの開示様式

続いて、市中協議文書において提案されている七つの開示様式について見ていきたい。

① CRFRA(定性情報)

気候関連金融リスクに関するガバナンス、戦略、リスク管理の説明を求めている。ISSB 基準との相互運用性を考慮した様式で、ほぼ同等の開示情報を求めている。そのため、ISSB 基準と同様に、例えば「戦略」の中で移行計画を、「戦略」および「リスク管理」の中で気候リスクに対する強靱性(シナリオ分析を含む)などの説明を求めている。

② CRFRB(定性情報)

後述の CRFR1で定量開示する移行リスクに関する補足説明(顧客の気候リスク対応の投融资サポート等)および CRFR2で定量開示する物理的リスクに関する補足説明(対象となる物理的リスク、災害の種類、期間、発生シナリオ等)が必要となる。また、集中リスクについては、潜在的な影響、評価・モニタリングプロセスに関する概括的な説明を求めている。

⁶なお、セクター別の排出係数、セクター別の資本市場・アドバイザー活動に関するファシリテッド・エミッションは ISSB で検討が行われてきた経緯があり、今後、ISSB 基準において必須の開示情報となる可能性もある。

③ CRFR1(定量情報)

セクター別⁷の銀行勘定のエクスポージャー(貸付・株式／債券投資等)とファイナンス・エミッションの開示を求めている。エクスポージャーについては、内訳として資産の質の開示や、五つの満期区分への分類を求めている。さらに、前述のとおりファイナンス・エミッションの将来予想の開示も求めている。

④ CRFR2(定量情報)

CRFRBで説明した物理的リスクを前提として、地理別に銀行勘定のエクスポージャーを開示する必要がある。地理別分類では、物理的リスクの影響を受けやすい「地域」や「場所」を各国監督当局が決定することが提案されている。バーゼル委としては、銀行の物理的リスクに関する定量開示の実務は発展途上であることから、実情を踏まえた対応が必要となる開示様式だと認識している。

⑤ CRFR3(定量情報)

担保となる不動産をエネルギー効率性の水準で区分した銀行勘定のエクスポージャー(住宅用不動産担保付き貸付、商業用不動産担保付き貸付、占有により取得した担保不動産)の開示を求めている。開示のためには多くの関連データ(断熱性、気密性、換気性など)が必要となり、不動産のエネルギー効率性に着目したデータ基盤のない国では、事実上、開示が困難となる可能性がある。

⑥ CRFR4(定量情報)

足元のセクター別の排出係数(投融資先の排出量をセクター別の基準となる生産量などで除して計測される係数)と将来の予想排出係数を開示することが求められている。排出係数の例としては、1台の自動車が一定の距離を走行する時の排出量などが挙げられる。排出係数は、投融資先の事業活動による環境負荷を可視化し、排出量の削減効果の進捗管理を行う上で利用可能な指標だと考えられている。

⑦ CRFR5(定量情報)

足元の引き受け・アドバイザー等の資本市場業務に関するセクター別のファシリテテッド・エミッションと、将来の予想排出量を開示することが求められている。

なお、前述のとおり七つの開示様式には、①開示を必須とするか各国監督当局の裁量とするかについて、市中の意見を聞いた上で今後判断する様式と、②開示を各国監督当局の裁量とする様式がある(図表2)。

24 年下半期の最終化へ

バーゼル委は、市中協議の終了(コメント提出期限は3月14日)後、寄せられたコメントを踏まえて検討を行い、24 年下半期に開示基準の最終化、または修正案の作

⁷セクター分類は、世界産業分類基準(GICS)が定める産業またはサブ産業グループに基づき、最低でも気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が開示を推奨する 18 セクター以上とすることが提案されている。

成を目指している。しかしながら、気候関連金融リスクの開示に対する銀行の取り組みでは、全般的なデータや計測方法に関する課題以外にも、各国によって開示への取組方針やタイムスパンが異なることから、慎重な議論が必要になると考えられる。そのため、今後の議論次第では、開示基準の最終化にはさらに時間を要する可能性もある。

〔図表２〕「気候関連金融リスクの開示」の各開示様式における開示の裁量とISSB基準との関係

開示様式	開示が「必須」か 「各国監督当局による裁量」か	ISSB基準との関係 (含まれる＝○、 含まれない＝×)
①CRFRA	未定	○
②CRFRB	未定	×
③CRFR1	未定	○
④CRFR2	未定	○
⑤CRFR3	裁量	×
⑥CRFR4	裁量	×
⑦CRFR5	裁量	×

なお、わが国では現在、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が日本版サステナビリティ開示基準の開発を進めており、公開草案は遅くとも24年3月末、確定基準は遅くとも25年3月末が目標公表時期とされている。こうした気候関連開示に関する国内外の動向に目を向けつつ、今回の市中協議を機に活発な議論が行われることを期待したい。

(本稿で示された意見は執筆者に属し、必ずしも執筆者が所属する組織の見解を示すものではない)

てらむら ともよし

83年慶應義塾大学経済学部卒、94年米ペンシルベニア大学ウォートン校経営学修士。10年金融庁入庁。国際室にてバーゼル委の交渉(流動性、証券化、開示など)を担当。17年から取引調整官(OTCデリバティブのデータ集計など)を兼務。19年に退官後、20年8月から現職。TFCR傘下の開示ワークストリーム共同議長。

せき ゆういちろう

国内大手監査法人で15年以上にわたり金融機関グループへの日米会計／内部統制監査やPEファンド会計監査に従事。IFRS、金融商品会計、時価会計関連等のアドバイザリー業務を提供。JICPA金融商品会計専門委員等を歴任。22年9月から現職。公認会計士。